

福岡市公報

平成30年 7 月30日 第6509号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市介護保険帳票等様式規則の一部改正 (第91号) …………… 1	
告 示	
○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の各一部の地域における被災 納税者等が行う市税に関する申告期限等の延長 (第188号) …………… 2	

規 則

福岡市介護保険帳票等様式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成30年 7 月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第91号

福岡市介護保険帳票等様式規則の一部を改正する規則

福岡市介護保険帳票等様式規則（平成12年福岡市規則第98号）の一部を次のように改正する。

別記様式第24号中「又は10/8」を「**10/8又は10/7**」に改める。

別記様式第31号、様式第32号、様式第32号の3及び様式第33号中「ユニット型準個室」を「**ユニット型個室的多床室**」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年 8 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の福岡市介護保険帳票等様式規則別記様式第24号、様式第31号、様式第32号、様式第32号の3及び様式第33号の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

告 示

福岡市告示第188号

福岡市市税条例第7条第1項の規定に基づき、地方税法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人に係るもので、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、その期限を別途福岡市告示で定める期日まで延長するので、同条例第7条第2項の規定により告示する。

平成30年7月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

都道府県名	指 定 地 域
岡 山 県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広 島 県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山 口 県	岩国市周東町
愛 媛 県	宇和島市 大洲市 西予市